

第4節 責任追及

1 行為者への責任追及

(1) 行為者に関する事項

当該事案に係る行為者は、以下の4法人（各法人関係役員（個人）6名にも措置命令発出）となっている。

1) 行為者その1＝三栄化学工業株式会社

① 許可の取得状況

三栄化学は、昭和56（1981）年8月から平成12（2000）年8月の許可取消しまでの間、本県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得（処理業の許可は青森県知事から昭和56（1981）年7月取得済み）し、事業活動を展開していた。

なお、同社は平成13（2001）年5月から清算手続に入っており、現在清算法人となっている。

表1 三栄化学の許可取得状況

| 岩手県知事からの許可取得状況 | | 参考：青森県知事からの許可取得状況 | |
|--------------------|---|-------------------|---------------------------------|
| 昭和56年8月 | 収集運搬業（汚泥）（有害物質を含有しないものに限る） | 昭和56年7月 | 処理業（収集運搬・最終処分）許可 処理施設設置届出受理 |
| 平成2年7月 | 収集運搬業更新許可（特別管理産業廃棄物を除く） | 平成元年1月 | 処理業（収集運搬・最終処分）更新許可 |
| | | 平成元年2月 | 処理業変更許可（燃え殻追加） |
| 平成7年2月 | 収集運搬業更新許可及び変更許可（燃え殻の追加） （特別管理産業廃棄物を除く） | 平成3年1月 | 処理業変更許可（中間処理を追加）（有害物質を除く） |
| | | 平成8年1月 | 処理業更新許可 |
| | | 平成9年3月 | 処理業変更許可（動植物性残さを追加） （有害物質を除く） |
| 平成12年2月 平成12年8月 | 収集運搬業更新許可 許可取消し処分 | 平成9年12月 | 処理業変更許可（ばいじんを追加）（有害物質を除く） |
| | | 平成12年8月 | 許可取消し処分 |

ア 上記表1のとおり、三栄化学は、本県域内では、収集運搬業のみの許可を有しており、かつ、当社の事業所所在地は青森県八戸市内及び青森県三戸郡田子町内となっており、本県内に事業所はなかった。

イ 三栄化学の関連会社である三栄興業（本社所在地は青森県三戸郡田子町。）は、三栄化学の青森県三戸郡田子町内の事業所の隣接地である岩手県二戸市地内に特殊肥料

生産事業場を設置し、三栄化学は、自社事業所内中間処理場で製造した堆肥様物を、堆肥原料として三栄興業に販売する形を装っていた（有価物偽装）（図1参照のこと）。

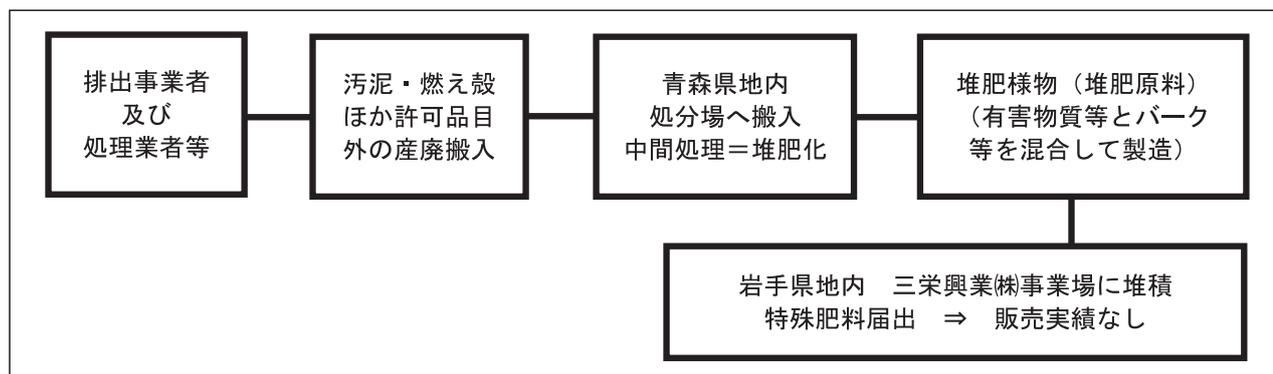


図1 不法投棄物のおおまかな流れ

② 具体的な行為内容等

三栄化学に関する土地の取得状況調査ほか各種調査の結果から、本県側では、昭和62（1987）年以降、概ね次のような不法投棄行為を継続的に展開してきたと考えられる。

ア 堆肥様物（偽装有価物）の堆積

三栄化学は、青森県地内の中間処理場（堆肥化施設）に許可品目以外のものも含め大量の廃棄物を搬入し、堆肥原料と称してパーク類と混合したうえで、岩手県側に設立した三栄興業の事業場内に堆積させていたものである。

イ 不法投棄物の埋設等

三栄化学は、当初青森県地内の谷状の土地に不法投棄を行い、その隠蔽のため岩手県側の三栄興業事業場内から採取した土砂を覆土材として使用していた模様であり、その結果生じた岩手県地内のくぼ地などに有害産業廃棄物（有害な廃油、燃え殻、感染性廃棄物など）や、廃食品、廃プラスチック類など、また、これらの混合物を不法投棄するという一連の行為を反復継続的に行っていたものである。

2) 行為者その2 = 三栄興業株式会社

三栄興業は、行為者その1の三栄化学の代表者が設立した肥料製造及び販売事業者であるが、役員構成は、いわゆる親会社である三栄化学とほぼ同一であり、かつ、販売実績は皆無であることから有名無実の法人であることは明らかであり、事実、事業場は三栄化学と県境をはさみつつも一体を成しており、いわば三栄化学の岩手県側の事業用地、すなわち不法投棄物の受入場として使用されてきたものである。

なお、同社は、平成12（2000）年9月に解散している。

① 許可の取得状況

三栄興業は、肥料製造会社として設立した会社であり、廃棄物処理法に基づく許可を有していなかった。

② 具体的な行為内容等

本県側の不法投棄現場そのものである三栄興業の事業用地内に、三栄化学が受け入れた特定産業廃棄物を、野積みないし埋め立てにより投棄していた。

3) 行為者その3 = 縣南衛生株式会社

① 許可の取得状況

縣南衛生（本社所在地は埼玉県。）は、本県知事からの産業廃棄物処理業に係る許可を有していないが、昭和51（1976）年7月の産業廃棄物収集運搬業の許可を埼玉県知事から取得して以来、中間処理業（焼却・圧縮減容）の許可、特別管理産業廃棄物処理に係る収集運搬及び中間処理の許可等、次々と取得し、当該事案に係る摘発を契機として平成12（2000）年12月、埼玉県知事に業の廃止届を提出している。

なお、同社は、平成12（2000）年10月に浦和地方裁判所により破産手続きの開始が決定されている。

② 具体的な行為内容等

縣南衛生は、首都圏を中心として有害産業廃棄物（汚泥・廃油類・感染性廃棄物）をはじめ、多様な産業廃棄物を焼却、あるいは圧縮減容による中間処理を行う名目で処理委託を受けたものを、三栄化学に対して違法に処分の再委託を行っていた。

4) 行為者その4 = 東奥環境株式会社

① 許可の取得状況

東奥環境（本社所在地は青森県八戸市。）は、青森県知事や埼玉県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得していた業者である。なお、本県知事の許可は取得していない。

② 具体的な行為内容等

東奥環境は、縣南衛生から違法に処理委託を受け、縣南衛生が焼却処理を行うこととして処理委託を受けた有害産業廃棄物（廃油等）を、本現場に運搬し、三栄化学や三栄興業による不法投棄に加担した。

(2) これまでの県の対応と措置の状況

1) 当該事案発覚の経緯

① 平成7（1995）年9月、当該事案とは別件の不法投棄事案として、三栄化学が、当該不法投棄現場の隣接地において、燃え殻、汚泥等約60 tを不法投棄していた事実が判明し、本県では平成8（1996）年3月に同社に許可していた収集運搬業の20日間事業全部停止の処分を行った（青森県では、平成8（1996）年11月に収集運搬業及び処分業の30日間事業全部停止の処分を行った）。

② 平成10（1998）年12月、本県農政部農業普及技術課（当時）から同生活環境部環境整備課（当時の廃棄物担当課）に、三栄興業から特殊肥料の生産業者の届出があり、現地調査及び成分分析を行った結果、「成分からはカドミウム・水銀・ヒ素が検出されたこと、原料が産業廃棄物であることは明白、野積み状態であることから環境汚染が懸念されること」などが伝えられた。

③ 上記情報に基づき、平成11（1999）年1月初旬に岩手県二戸保健所が三栄興業に立入検査し、状況確認し、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告徴収を行った。（現場：三栄化学が中間処理（バーク類と特定産業廃棄物の混合）した後の堆肥様物を、三栄興業は、事業所内に野積みしており、浸出水が地下に浸透していることが判明）

④ 三栄興業から同年1月末に報告書の提出があり、平成11（1999）年5月末までに浸出水対策を講じることなどが報告された。

なお、堆肥様物については、三栄化学から堆肥原料として買い取りしたこととしていたが、製品化の途上にあるとし、販売実績はないと記載されていた。

- ⑤ この検査を契機として、いわゆる有価物偽装による不法投棄の疑いが生じ、以後、岩手県二戸保健所が継続的に監視及び周辺の水質検査などを行い、平成11（1999）年4月の事業所立入検査の結果、重機による作業及びダンプトラック（所有者、ナンバー等不明）による特定産業廃棄物の搬入の実態を把握するとともに、有機性汚泥、動植物性残渣、動物のふん尿の投棄を示唆する水質データが得られた。

2) 警察本部による捜査、立件

- ① 上記の継続的な監視等による現状把握に基づき、岩手県二戸保健所では、平成11（1999）年6月に、二戸警察署に事態の概要を説明した結果、以後、岩手県警察本部による捜査が開始されたことから、推移を見守ることとした。
- ② 岩手県警察本部では、以後の捜査結果に基づき、平成11（1999）年11月、青森県警察本部との合同捜査本部を組織し、本格捜査に着手した。
- ③ その結果、平成12（2000）年5月に、岩手県警察本部が、三栄化学及び縣南衛生を摘発、両法人の代表取締役を含む5名を逮捕した。
- ④ 平成13（2001）年5月、盛岡地方裁判所において、次のとおりの判決が下され、その後、縣南衛生代表取締役は最高裁判所に上告を行ったが、平成16（2004）年6月18日に棄却されたものである。

| | |
|-------------|------------------------|
| ア 両法人 | 罰金2千万円 |
| イ 縣南衛生代表取締役 | 罰金1千万円 懲役2年6ヶ月（執行猶予4年） |
| ウ 三栄化学代表取締役 | 死亡により公訴棄却 |

3) 三栄化学の許可取消

平成12（2000）年に、青森県や二戸市と合同で三栄化学及び三栄興業に立入検査を行い、岩手県警察本部による摘発後の同年8月に、三栄化学の収集運搬業の許可を取り消した。（青森県も平成12（2000）年8月、三栄化学の収集運搬業及び処分業の許可を取り消した。）

(3) これまでに県が講じた措置と行為者の対応

1) 措置命令等の状況

行為者に対しては、これまで**表2**のとおり命令を行っている。

2) 措置命令以外の行政対応の状況

① 債権申立

平成12（2000）年10月の縣南衛生の破産決定を受け、本県では、措置命令の履行確保のため、平成13（2001）年1月、措置命令（廃油入りドラム缶及び汚染土壌の撤去）履行に係る所要額として算定した262,959,900円を破産債権として、浦和地方裁判所に対して申立を行い、210万円の配当を受けた。

② 民事保全法に基づく財産仮差押

平成13（2001）年2月に、本県では、被措置命令者である三栄化学に対して再三にわたる命令履行の督促・指導を行っても履行されないこと、また、今後、同社の保有財産が散逸（他者移転など）し事実上履行不可能となることが懸念されたことなどから、民

法上の事務管理により緊急的な対策（措置命令の中でも特に緊急を要する措置）を講じさせるとともに、以後の確実な履行及び費用求償を確保するため、当時の同社保有財産の一部（縣南衛生への債権申立額と同額）について、民事保全法に基づき盛岡地方裁判所に対して仮差押の申立を行い同年3月に決定を受けた。

<財産保全内容（債権（預金）及び不動産）>

預 金 148,522,035円

不動産 114,437,865円 合計 262,959,900円

3) 行為者の対応状況

これまでに次の措置を講じさせたが、三栄化学は清算法人となっており、資金の枯渇により措置命令の履行が困難となったため、平成14（2002）年10月から代執行に着手し、令和4（2022）年度までの代執行費用として約250億円の納付命令を發出している。

<代執行費用の回収状況(令和4（2022）年度末時点)>

三栄化学 約 8,190千円（銀行預金、本社不動産等）

縣南衛生 2,100千円（債権申立による配当金）

三栄化学元役員 約 98,350千円（銀行預金、不動産、給与等）

東奥環境外2名 約 6,110千円（銀行預金、給与等）

※外2名…東奥環境元代表取締役及び縣南衛生元代表取締役

合計 約115,000千円

今後も可能な限り、債権の回収に努めていくこととしている。

<措置命令の履行状況（いずれも清算人又は破産管財人による履行）>

① 三栄化学仮差押財産の使用による履行状況

平成13（2001）年4月 現地地下水等の流向流速状況調査（汚染拡散防止の基礎調査）

金額 1,785千円

平成13（2001）年6月 野積み状態の燃え殻類の緊急撤去 金額 82,190千円

平成13（2001）年10月 トレンチ掘削調査 金額 55,068千円

平成13（2001）年11月 現場維持対策工事 金額 9,479千円

合計額 148,522千円

② 縣南衛生の申立債権を使用した履行状況

平成14（2002）年10月 土壌浄化方策の調査（触媒酸化法による土壌浄化試験）

所要額 2,000千円

表2 行為者に対する措置命令の状況等

| 被命令者 | 命令 | 命 令 日 | 命令の内容 | 対応状況 |
|--------------------|------|------------|--|--|
| 三栄化学 及び 三栄興業 | 改善命令 | 平成12年6月22日 | 燃え殻、RDF、鶏糞、燃え殻コンクリート固化物及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壤の処分 | ○鶏糞を場内コンクリート地盤に移動 ○燃え殻コンクリート固化物処分 ○ゴミ混じり堆肥等は現状放置 |
| | 措置命令 | 平成12年6月22日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○廃油入りドラム缶処分（委託） ○汚染土壤は現状放置 |
| | 措置命令 | 平成12年7月12日 | 燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壤の撤去 | ○いずれも現状放置 |
| | 措置命令 | 平成12年8月10日 | 燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壤の撤去 | |
| 三栄化学 | 措置命令 | 平成12年10月3日 | 不法投棄全容解明調査の実施及び新たに発見されたものも含め、全ての廃棄物と汚染土壤の撤去 | ○トレンチ掘削調査を実施（委託） ○廃棄物及び汚染土壤は現状放置 |
| 三栄化学 代表取締役 | 改善命令 | 平成12年6月22日 | 燃え殻、RDF、鶏糞、燃え殻コンクリート固化物及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壤の処分 | ○鶏糞を場内コンクリート地盤に移動 ○燃え殻コンクリート固化物処分 ○ゴミ混じり堆肥等は現状放置 |
| | 措置命令 | 平成12年7月5日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壤は現状放置 |
| | 措置命令 | 平成12年7月12日 | 燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壤の撤去 | ○いずれも現状放置 |
| 縣南衛生 | 措置命令 | 平成12年7月5日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壤は現状放置 |
| 縣南衛生 代表取締役 | 措置命令 | 平成12年7月5日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壤は現状放置 |
| 東奥環境 | 措置命令 | 平成12年7月5日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○廃油入りドラム缶処分（委託） ○汚染土壤は現状放置 |
| 東奥環境 代表取締役 | 措置命令 | 平成12年8月10日 | 廃油入りドラム缶、汚染土壤撤去 | ○廃油入りドラム缶処分（委託） ○汚染土壤は現状放置 |
| 三栄化学 役員 | 措置命令 | 平成12年8月10日 | 廃油入りドラム缶、燃え殻、RDF、ゴミ混じり堆肥様物及び汚染土壤の撤去 | ○いずれも現状放置 |

2 排出事業者等への責任追及

本県では、廃棄物の早期撤去、県民負担の軽減とともに、排出事業者の責任の自覚と再発防止を図ることを目的とし、不法投棄行為者に留まらず、処分委託の過程において何らかの法違反が認められた排出事業者（産業界）に対しても、徹底的に責任を追及した。生活環境保全上の支障除去等の措置（原状回復）のための基金からの財政援助を受けることで、結果的に産業界全体に対しても負担を求めることとなった。

(1) 排出事業者への措置

1) 関係事業者の把握

① 現場廃棄物による特定

平成11（1999）年の不法投棄事案発覚以降、現場内の廃棄物撤去作業に着手したが、その過程で現場の廃棄物から、主に食料品であるが、外部の包材に商品販売製造会社や製造工場が記載されているものが含まれていた。そこで、現場から排出事業者が特定できる廃棄物が出土した場合は、その都度排出事業者に対し責任追及を実施した。

しかし、現場の廃棄物から排出事業者が特定できたのはごく僅かで、100社余りにとどまった。

② 行為者保有資料による特定

現場の特定産業廃棄物から排出事業者等を把握することには限界があることから、三栄化学及び縣南衛生の捜査関連資料、管財人等が保管していた産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び帳簿類等、取引状況に関する資料等をもとに、三栄化学並びに縣南衛生に処分委託していた事業者のリストアップを開始した。

本県は主に縣南衛生が廃棄物の処理委託を受け、三栄化学に引き渡していた首都圏の事業者について調査し、青森県は三栄化学に直接搬入した事業者について調査するという形で、両県で分担して把握に努めた。

なお、この調査対象期間は、青森県知事が、三栄化学に中間処理業の許可を行った平成3（1991）年から、岩手・青森県警合同捜査本部による摘発のあった平成12（2000）年5月までである。この期間内に三栄化学及び縣南衛生に処分を委託した事業者について、絞り込みを実施した。

調査当初は2,000社余りが対象であったが、排出事業者への説明会等を通じて把握を進め、平成16（2004）年に全ての排出事業者の特定を終えた際には、関東圏を中心に25都道府県18政令市に所在する12,003事業者をリストアップした。

表3 都道府県別排出事業者数内訳

| 都道府県名 | 排出事業者数 | 構成比(%) | 都道府県名 | 排出事業者数 | 構成比(%) |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 北海道 | 4 | 0.03 | 神奈川県 | 698 | 5.82 |
| 青森県 | 45 | 0.37 | 新潟県 | 434 | 3.62 |
| 岩手県 | 27 | 0.22 | 山梨県 | 190 | 1.58 |
| 宮城県 | 225 | 1.87 | 長野県 | 50 | 0.42 |
| 秋田県 | 8 | 0.07 | 静岡県 | 379 | 3.16 |
| 山形県 | 1 | 0.01 | 愛知県 | 3 | 0.02 |
| 福島県 | 40 | 0.33 | 大阪府 | 7 | 0.06 |
| 茨城県 | 848 | 7.06 | 兵庫県 | 5 | 0.04 |
| 栃木県 | 1,006 | 8.38 | 和歌山県 | 1 | 0.01 |
| 群馬県 | 586 | 4.88 | 香川県 | 2 | 0.02 |
| 埼玉県 | 2,891 | 24.09 | 愛媛県 | 1 | 0.01 |
| 千葉県 | 392 | 3.27 | 福岡県 | 1 | 0.01 |
| 東京都 | 4,159 | 34.65 | 計 | 12,003 | 100.00 |

2) 報告徴収による疑違反業者への追及

原因法人に処分委託をしていた排出事業者を特定した後、本県は青森県と連携して廃棄物処理法第18条に基づき報告徴収を開始し、廃棄物処理法違反の疑いがある事業者の把握を始めた。

報告徴収では、1)により把握した排出事業者に対し、廃棄物の排出の有無、収集及び処分の委託先、委託品目等を書面にて報告させた。加えて、manifestoや伝票など、廃棄物の委託状況が分かる書類の写しがある場合は、報告書と併せて提出させ、処分委託の違反の有無について事実確認を行った。

報告徴収による調査で不十分の場合は、廃棄物処理法第19条に基づき立入検査を実施し、帳簿検査や聞き取りを行うことで、違法性の実証に努めた。こうした調査により、無許可事業者への委託やmanifestoの未交付・虚偽記載等のmanifesto義務違反、許可品目外の委託、再委託基準違反といった、廃棄物処理法違反の事例が多数確認され、その都度措置命令や納付命令といった措置を排出事業者に講じた。(詳細は「(2)実績」を参照。)

3) 他自治体との連携

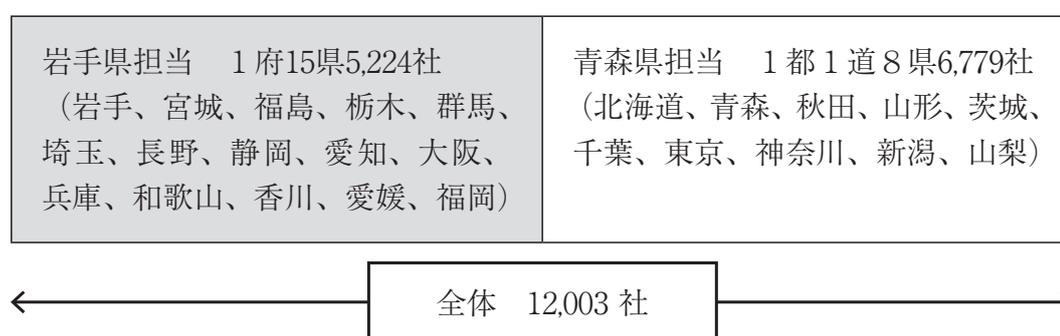
報告徴収から関与が判明した排出事業者由来の廃棄物は、投棄場所が青森県区域か岩手県区域のいずれかを特定することは不可能であった。そこで、措置命令の際には違法な委託を実施していた事業者に対して、青森県と共同で調査を行い、連名で措置命令を実施するなど、青森県と連携し責任追及を進めた。しかし、一つの排出事業者に関し両県がそれぞれ報告徴収や立入等を実施するなど、県側にとっても効率が悪い形であった。

そこで、両県は平成18(2006)年より排出事業者約12,000社について、排出事業者が所在する都道府県に沿って分担することとした。これにより、本県は埼玉県など、15府県の5,224社について調査を実施することとし、残りを青森県が調査することとした。また、担当県の排出事業者に対処命令等を発出する場合は、県単独で実施することとした。

報告徴収にあたっては、平成14（2002）年から青森県と合同で、報告徴収の趣旨及び内容を説明する「排出事業者等説明会」を関係都県市で開催し、徹底した責任追及のため排出事業者への呼びかけを実施した。併せて、排出事業者の所在する関係都県市に対し、環境省主催の「青森・岩手県境不法投棄事案に係る関係都県市部長会議」にて排出事業者への報告徴収について協力を要請し、了解を得た。その後、前述した排出事業者等説明会への協力や所在不明者の所在確認、報告徴収者からの簡易な問い合わせに対する回答、初度督促の実施等の協力を随時受けている。

これらの結果、本県調査分においては、所在不明であった480社を除く、4,744社から報告書やmanifest等提出を受け、原因者への委託事実や廃棄物処理法違反事例の有無を調査した。

<調査分担状況>



<本県担当分疑違反事業者>

| | | |
|--------------------|--------------------|--------------|
| 全体像 5,224社 | | |
| 「委託有」と報告 3,668社 | 「委託無」と報告 1,076社 | 所在不明 480社 |

4) 廃棄物処理法の規定に基づく告示

上記の手順により違法な処理委託を実施した事業者を特定した後、平成14（2002）年8月以降、排出事業者に対して現場の産業廃棄物を撤去するよう措置命令を発出し、現場廃棄物の撤去を実施させた。しかし、現場には有害物質を含む産業廃棄物が大量に投棄されており、地域住民の健康被害防止及び安心感醸成のためには、一刻も早く現場の原状回復作業を実施する必要がある。

そのため、廃棄物処理法違反の排出事業者全てを確知する前に、県が原状回復のための廃棄物撤去等を代執行することとし、平成14（2002）年10月より着手した。代執行着手後も不適正処理に関与した排出事業者に対して広く責任を追及するとの方針のもと、平成15（2003）年11月11日に廃棄物処理法第19条の8第1項に基づき告示を行い、11月24日までに措置を講ずる旨告示した。併せて、期限までに措置を講じなかった排出事業者に対しては、期限後に違法な処理委託等の事実が判明した場合、撤去費用を徴収する旨の告示を行った。

<参考>岩手県告示第865号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）のすべてを確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月11日

岩手県知事 増田寛也

- 1 講ずべき措置の内容 二戸市上斗米字小端地内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）によらずに埋立処分され、又は放置された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物並びにこれらにより汚染された土壌を撤去するとともに、処理基準に従い処理すること。
- 2 措置の期限 平成15年11月24日
- 3 岩手県知事による措置等 処分者等が2の期限までに1の措置を講じないときは、岩手県知事が、法第19条の8第1項の規定に基づき当該措置を講じ、及び同条第2項の規定に基づき処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

(2) 実績

1) 現場廃棄物の撤去

① 措置命令

廃棄物の委託について、廃棄物処理法違反が確認できた排出事業者については、廃棄物処理法第19条の5第1項第2号の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずることを命じた。

平成14（2002）年度から平成18（2006）年度にかけて25者に措置命令を実施し、約429tの廃棄物を撤去・処分させた。措置命令を履行しない事業者については、捜査機関への刑事告発を実施するなど、事業者が措置を履行するよう働きかけを行った。その結果、命令を受けた全事業者が廃棄物の撤去に応じた。

表4 年度別措置命令件数及び撤去命令数量

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | 計 |
|---------|------|-------|---------|--------|--------|---------|
| 命令件数 | 1 | 6 | 11 | 4 | 3 | 25 |
| 命令数量(t) | 0.57 | 1.521 | 305.392 | 52.612 | 69.356 | 429.451 |

② 自主的な廃棄物の撤去

平成16（2004）年度以降、上記の責任追及を実施する過程で、不法投棄行為者に産業廃棄物の処理委託を行っていた排出事業者が、責任を重く受け止め、社会的責務を果たすためとして、不法投棄現場から自主的に廃棄物を撤去・処分したい旨の申出が増加した。

県では、早期全量撤去の実現に大きな効果が認められる点、排出事業者自身に廃棄物を撤去させることで、排出事業者責任の自覚を促し、不法投棄の再発防止につながる点

から、申出を受け入れた。

措置命令の際も同様であるが、撤去の際には、違法に委託した疑いのある廃棄物が全量適切に撤去・処分されるよう、撤去計画書を排出事業者から提出させるとともに、撤去計画について事業者との間で打合せを実施した。加えて、当日は県が立会いを実施し、撤去後は manifests の写しを交付させるなど、適宜監視・指導を行った。

その結果もあり、平成19（2007）年まで実施された自主撤去により、20社によって約5,800 t の廃棄物が適切に処理された。



写真1 掘削及び運搬車への積込



写真2 処分場搬入確認

表5 年度別自主撤去申出件数及び撤去申出数量

| 年度 | H16 | H17 | H18 | 計 |
|---------|-----------|---------|----------|-----------|
| 申出件数 | 1 | 7 | 12 | 20 |
| 申出数量(t) | 1,287.389 | 582.409 | 3,950.09 | 5,819.888 |

前述の措置命令と合わせると、合計で約6,250 t の廃棄物が、排出事業者によって現場から撤去されたことになった。

2) 現場搬入量相当分の費用拠出

① 納付命令

平成19（2007）年より現場の廃棄物撤去の進捗状況から、平成15（2003）年の告示に基づき、法違反のある排出事業者に対し納付命令を行い、違法に委託した量の廃棄物の処理（廃棄物の掘削、選別、運搬及び処分）に要した費用を求償することとし、回収した額を代執行費用に充当することとした。

納付命令については、平成24（2012）年に違法な再委託を実施した収集運搬業者1社に対して実施し、再委託した約42 t の廃棄物の撤去費用である約178万円を回収した。

② 自主的な撤去費用拠出

現物の撤去から費用求償に切り替えた平成19（2007）年度以降、排出事業者からは現物の撤去に代わり、廃棄物の撤去費用の拠出を行いたい旨の申出が増加した。県では県民負担の軽減の観点から申出を受け入れ、排出事業者が行為者に委託し、現場に投棄されたと疑われる分の廃棄物の撤去費用について、排出事業者から拠出を受けることとした。

費用拠出については平成19（2007）年3月から令和2（2020）年3月にかけて計36社から、総額約3億5300万円の拠出の申出があった。令和4（2022）年度末には申出のあつ

た拠出額全額を納入しており、納付された拠出金については、代執行費用に充てた。

③ 県からの金銭拠出要請

報告徴収や立入検査の結果、法違反が認められない排出事業者に対しては、県民負担の軽減の観点から、県が該当事業者に対し、任意の金銭拠出の働きかけとして、廃棄物撤去費用拠出に関する要請文書の発出を行った。拠出額については、排出事業者が委託した廃棄物の全量撤去相当分ではなく、排出事業者が任意で定めるものとした。

平成24（2012）年以降、本県の要請に対して6事業者からこれを受諾する旨回答があり、合計で約1,100万円の金銭拠出を受けた。こちらも①、②同様、代執行費用に充てている。

以上、上記①～③の3つの方式により、令和4（2022）年度末までに総額で約3億6,600万円（現場廃棄物約9,500t 処理費用相当）の金銭拠出を受けた。

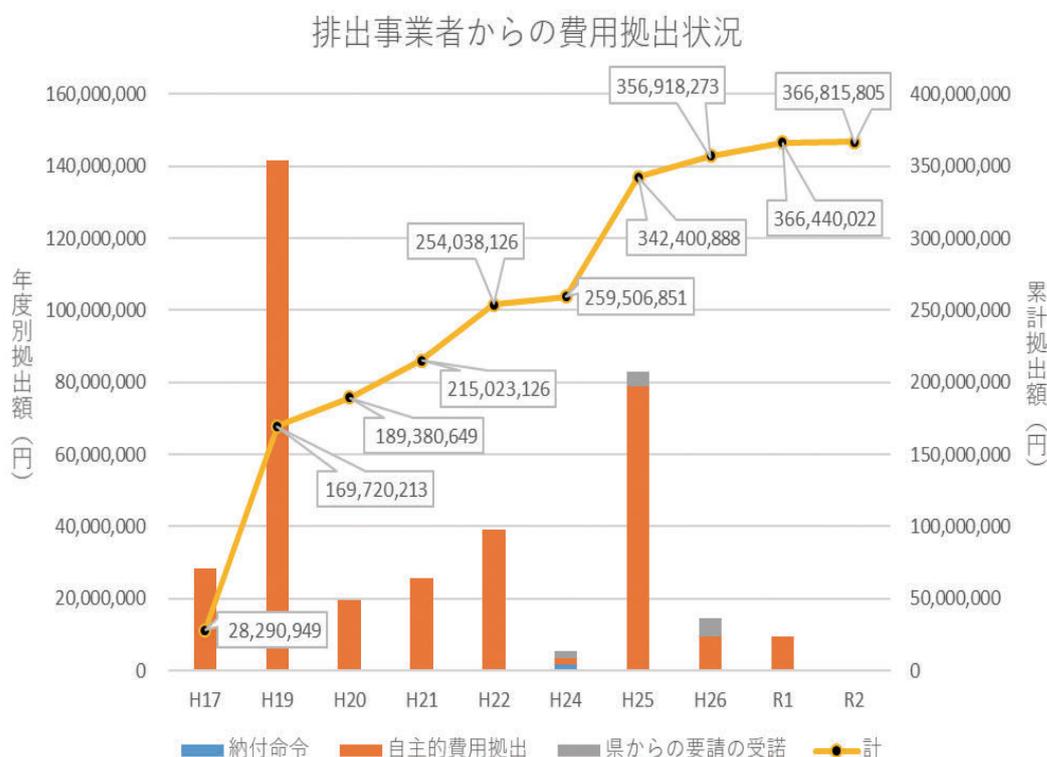


図2 排出事業者からの年度別費用拠出状況

表6 責任追及実績一覧（令和4（2022）年度末時点）

| | 区分 | 金額 |
|----------|--------------------------|--------------|
| 行為者 | 措置命令 | 約148,000千円相当 |
| | 納付命令 | 約115,000千円 |
| 行為者 計 | | 約263,000千円 |
| 排出事業者等 | 措置・納付命令 | 約18,000千円相当 |
| | 自主的な措置 (廃棄物撤去・撤去費用拠出) | 約582,000千円相当 |
| 排出事業者等 計 | | 約600,000千円相当 |
| 合計 | | 約863,000千円相当 |